解散公告（第二回）

当組合は、平成二十四年三月九日新潟県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十九日

新潟県長岡市東坂之上町一丁目六番地一一
大手通中央東地区市街地再開発組合
代表清算人　諏訪部康男
連絡先　新潟県長岡市東坂之上町一丁目一一番地フェニックス大手セントラルレジデンス三〇一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月七日開催の会員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十九日

岐阜県岐阜市則武一八一二
特定非営利活動法人みんねが
代表清算人　増田　雅美

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十月二十日開催の理事会及び評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十九日

名古屋市中区丸の内二丁目四番七号
財団法人愛知県児童福祉施設給食会
代表清算人　神谷　英樹

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十一月五日開催の定時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十九日

大阪市中央区鎗屋町一丁目三番五号
プチロイヤル谷町管理組合法人
清算人　中岡　慶子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十九日

神戸市中央区栄町通四丁目二番一八号
財団法人兵庫地域政策研究機構
清算人　貝原　俊民

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年四月三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十九日

鳥取県鳥取市鹿野町河内四四五番地
社団法人河内山林保存会
代表清算人　遠藤　眞文

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十九日

岡山県備前市伊部一七七六番地の一
財団法人伊部区有林管理会
清算人　榊原　弘

解散公告（第二回）

当法人は、寄付行為の定めにより平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十九日

岡山市北区大供一丁目一番一号
財団法人岡山市建設公社
清算人　金谷　裕弘

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十九日

広島県福山市今津町六丁目二番三八号
財団法人翠峯
代表清算人　大垣　修

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十九日

高知県高岡郡津野町力石二八七〇番地
財団法人津野町開発公社
代表清算人　高橋　昌宏

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十四年三月十四日北海道知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十九日

北海道紋別郡興部町字興部七一〇番地
興部町土地開発公社
清算人　五島　巧

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月六日北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十九日

北海道石狩郡新篠津村第四五線北一四番地
医療法人社団みずほ会
清算人　大友規久子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十月一日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十九日

青森県八戸市長根一丁目二番八号
社団法人三八教育会館
代表清算人　中道　博章

解散公告（第三回）

当法人は、寄付行為で定めた存続期間の満了により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十九日

山形市松波四丁目一番一五号
財団法人山形県市町村自治協会
代表清算人　土田　正剛

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月二十一日開催の臨時総会の決議により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十九日

東京都中央区日本橋室町一丁目九番一〇号
社団法人大豆供給安定協会
代表清算人　赤木　壯

第51期決算公告　平成24年4月19日

北海道釧路市鳥取大通四丁目3番3号
釧路ビーエスタイヤ株式会社
代表取締役　川村　英治

貸借対照表の要旨

（平成23年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	940,233
	固定資産	307,197
	合計	1,247,430
負債及び純資産の部	流動負債	823,321
	固定負債	40,014
	株主資本	384,094
	資本金	40,000
	利益剰余金	344,094
	利益準備金	7,900
	その他利益剰余金	336,194
	（うち当期純利益）	（8,260）
	合計	1,247,430